

彩の国  埼玉県



令和4年度

事務概要

埼玉県監査事務局

目 次

事務概要

監査委員、監査事務局の組織及び事務分掌	1
1 監査等の種類と監査結果の区分	
(1) 監査等の種類	2
(2) 監査結果の区分	3
2 監査等の概要	
監査等の種類・内容・実施課所数等・監査結果等	4
3 監査の結果等	
(1) 定期監査	6
(2) 特定事務監査(テーマ監査)	9
(3) 財政的援助団体等監査	13
(4) 決算審査	14
(5) 健全化判断比率等審査	18
(6) 住民監査請求監査	20
(7) 内部統制評価報告書審査	22

資料編

令和4年度に公表又は提出した監査の結果等

1 定期監査	
(1) 定期監査年度別実施課所数	24
(2) 監査の結果等	
ア 令和4年度第1回	25
イ 令和4年度第2回	28
ウ 令和4年度第3回	30
エ 令和4年度第4回	33
2 財政的援助団体等監査	35
3 住民監査請求	
(1) 年度別処理状況(平成30年度以降分)	37
(2) 請求事案及び結果(平成30年度以降分)	37

監 査 委 員

地方自治法第 195 条及び第 196 条の規定に基づき、識見を有する者 2 人、県議会議員 2 人の計 4 人を監査委員としています。

令和 4 年度

氏 名	区 分	備 考
小 山 彰	代 表 監 査 委 員 非 常 勤 出 議 見 選 出	公認会計士 R2.3.27～R6.3.26
間 嶋 順 一	監 査 委 員 常 勤 出 議 見 選 出	税理士 R3.7.11～R7.7.10
小 川 真 一 郎	監 査 委 員 非 常 勤 出 議 員 選 出	R4.3.26～R5.4.29
新 井 豪	監 査 委 員 非 常 勤 出 議 員 選 出	R4.3.26～R5.4.29

監査事務局の組織及び事務分掌

令和 4 年度



1 監査等の種類と監査結果の区分

(1) 監査等の種類

監査委員が実施する監査等の種類は、地方自治法等に定められています。

監査の種類	根拠法律	監査の時期
1 定期監査	法第199条第1項、第2項、 第4項	毎年度1回以上
2 行政監査	法第199条第2項	必要と認めるとき
3 随時監査	法第199条第5項	
4 財政的援助団体等監査	法第199条第7項	
5 請求・要求に基づく監査		
直接請求に基づく監査	法第75条第3項	
議会からの請求に基づく監査	法第98条第2項	
知事からの要求に基づく監査	法第199条第6項	必要と認めるとき
住民からの請求による監査	法第242条第4項、第5項	
職員の賠償責任に関する監査	法第243条の2の2第3項	
6 決算審査	法第233条第2項 企業法第30条第2項	
7 健全化判断比率等審査	健全化法第3条第1項 同法第22条第1項	毎年度1回
8 基金運用状況審査	法第241条第5項	毎年度1回
9 現金出納検査	法第235条の2第1項	毎月
10 指定金融機関等の監査	法第235条の2第2項 企業法第27条の2第1項	必要と認めるとき
11 内部統制評価報告書審査	法第150条第5項	毎年度1回以上

法 ……地方自治法

企業法 ……地方公営企業法

健全化法 ……地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(2) 監査結果の区分

監査の結果、不適正な事項が認められた場合、また、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められる場合、次のように区分して公表しています。

区 分	適 用 基 準
指 摘	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの 1 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの 2 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため、抜本的な改善が必要と認められるもの
注 意	事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの 1 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの 2 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため、一層の改善、工夫が必要と認められるもの
意 見	次に該当する場合など、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められるもの 1 具体的な事務事業の執行等にかかわらず、広く県民サービスの向上を図るための検討が必要と認められるもの 2 現行の制度が実情に即しない場合に、改正又は廃止が必要と認められるもの

指摘・注意は、地方自治法第199条第9項に基づく監査の結果に関する報告

意見は、同条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出するもの

上記のほか、同条第11項に基づき、監査の結果に関する報告のうち、特に措置を講ずる必要があると認められる事項について、理由を付して必要な措置を講ずべきことを勧告する場合がある。

2 監査等の概要（令和4年度実施分）

令和4年度に実施した監査等は、次のとおりです。

監査等の種類	内 容	実施課所数等	監査結果等
定期監査	<p>予算や法令に従って適正になされているかという合规性、正確性の視点に加え、事務の執行が最少の経費で最大の効果を上げているかという経済性、効率性、有効性の視点から監査を実施しました。</p> <p>令和4年度は、「随意契約手続の確認と課題の把握」、「現金取扱事務の確認と課題の把握」、「内部統制の課題の把握」を重点監査項目としました。</p>	580課所	指摘 1件 注意 6件
特定事務監査 (テーマ監査)	<p>組織横断的な課題について、効率的・効果的な行財政運営及び施策を実現するため、特定事務にテーマを定めた監査を実施しました。</p> <p>(テーマ)埼玉の魅力発信について ~“文化資源”と“住むなら埼玉!”の取組”に着目して~</p>	5課	意見 4件
財政的援助団体等監査	<p>資本金等の4分の1以上を出資している団体、公の施設の指定管理者及び県が補助金等の財政的援助を与えている団体に対し、その資金等が目的に沿って適切に使われているか等について監査しました。</p>	45団体 52箇所	指摘 1件 注意 なし
住民監査請求監査	<p>執行機関や職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為等について、県民から監査を求められたものについて、監査を行うものです。</p>	受付6件	棄却 2件 (一部却下 1件) 却下 3件 審議中1件
決算審査 (令和3年度決算)	<p>一般会計、特別会計及び公営企業会計決算について、決算書等及び関係諸帳簿・証拠書類等を照合審査しました。</p>	一般会計 15特別会計 5公営企業会計	知事へ審査意見書を提出
健全化判断比率等審査 (令和3年度決算)	<p>健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を確認し、比率が正確に算定されているか審査しました。</p>	一般会計等 5公営企業会計	同上
基金運用状況審査 (令和3年度決算)	<p>基金が条例の趣旨に沿って、適正かつ効率的に運用されているか審査しました。</p>	2基金	同上
現金出納検査	<p>県の現金出納の計数が合っているかどうかについて、県の保管する現金残高と関係帳票類を毎月照合して検査しました。</p>	一般会計 15特別会計 5公営企業会計	検査結果を知事と議会へ毎月提出

内部統制評価報告書審査 (令和3年度報告書)	内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査しました。	知事部局	知事へ審査意見書を提出
---------------------------	---	------	-------------

3 監査の結果等（令和4年度公表・提出分）

（1）定期監査

ア 公表回別結果一覧

監査の結果に関する報告は、おおむね年4回関係機関に提出するとともに公表しています。
令和4年度の監査結果は、次のとおり提出及び公表をしました。

区 分 (提出日・公表日)	対象機関	監査実施期間	監査結果
令和4年度 第1回公表 (提出日 4年 9月26日) (公表日 4年10月 7日)	189機関 (本庁各課)	4年 4月13日 ~ 8月10日	指摘 なし 注意 4 意見 なし
令和4年度 第2回公表 (提出日 4年12月 5日) (公表日 4年12月16日)	32機関 (地域機関)	4年 8月22日 ~ 10月14日	指摘 なし 注意 1 意見 なし
令和4年度 第3回公表 (提出日 5年 2月20日) (公表日 5年 3月 3日)	248機関 (地域機関)	4年10月17日 ~ 12月22日	指摘 1 注意 なし 意見 なし
令和4年度 第4回公表 (提出日 5年 6月20日) (公表日 5年 6月30日)	111機関 (地域機関)	5年 1月10日 ~ 3月 3日	指摘 なし 注意 1 意見 なし

イ 分野別・性質別結果一覧

令和4年度に実施した監査結果の指摘、注意の内容は次のとおりです。

区 分	指 摘	注 意	計	
分 野 別	収入			
	支出			
	調達手続		3	3
	契約内容		3	3
	財産	1		1
	業務運営			
	その他			
計	1	6	7	
性 質 別	管理の不備	1		1
	運用の不備		4	4
	不注意		2	2
	不経済			
	非効率			
計	1	6	7	

ウ 事例

(ア) 指摘

財産・管理の不備（令和5年3月3日公表）

・パーソナルコンピュータなどの備品で、所在の確認できないものが複数台認められるなど、備品管理が不適切であった。（農林部 農業大学校）

(イ) 注意

調達手続・運用の不備（令和4年10月7日公表）

・令和3年度に締結した「デジタルファクシミリ複合機プリントサービス等に係る単価契約」について、改めて調達手続をすべきところ、前契約の延長で対応したことは不適切であった。（総務部 管財課）

契約内容・運用の不備（令和4年10月7日公表）

・令和3年度に締結した「新座防災基地改修工事設計業務」及び「中央児童相談所会議室棟新築及び一時保護所棟等改修工事設計業務」における一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかったことは不適切であった。（都市整備部 営繕課）

調達手続・不注意（令和4年10月7日公表）

・令和3年度に締結した「埼玉県教務事務システム令和4年度指導要録対応改修業務委託」について、執行予定額が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。（教育委員会 高校教育指導課）

契約内容・運用の不備（令和4年10月7日公表）

・令和3年度に締結した「埼玉県立高等学校タブレット端末等賃貸借」について、入札額に消費税等額に相当する金額を上乗せした金額と異なる金額で契約したことは不適切であった。（教育委員会 ICT教育推進課）

調達手続・運用の不備（令和4年12月16日公表）

・令和4年度に締結した「令和4年度公用車修繕」について、契約金額が50万円以上であるにもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴取していなかったのは不適切であった。（農林部 川越農林振興センター）

契約内容・不注意（令和5年6月30日公表）

・令和3年10月に締結した東松山駅前交番ほか防犯カメラ及び周辺機器設置工事について、落札額と異なった金額で契約書を作成し、さらに、履行後に契約業者の請求に基づき落札額を支払い契約書の金額誤りに気が付かないまま事務手続を完了させていたことは不適切であった。（警察本部 東松山警察署）

エ 監査結果に対する措置状況

これまでの監査結果に対する措置の状況は次のとおりです。

(令和5年3月末現在)

監査実施	監査結果			改善措置状況		備考
	指摘	注意	計	措置済	未措置	
4年度	1	6	7	5	2（指摘1、 注意1）	未措置のうち 1件は令和5 年6月に措置 済
3年度	0	16	16	16	—	
2年度	9	11	20	20	—	

オ 主な事例

(ア) 指摘

対象機関	監査の結果(監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置(措置の公表日・県報の号数)
農林部 農業大学 校	パーソナルコンピュータなどの備品で、所在の確認できないものが複数台認められるなど、備品管理が不適切であった。(令和5年3月3日・第392号)	再発防止のため、次の取組により備品管理の徹底を図った。 1 職員の人事異動を踏まえ、年度当初の職員会議において備品管理に関する研修会を実施したほか、職員室内に備品管理の留意点を掲示するとともに、毎月実施する朝礼の場で継続的に周知するなど、全職員が備品管理の重要性を常に意識するよう取り組んでいる。 2 年度当初に使用責任者名を記入した備品一覧リストを転入した職員を含めた全職員に配布することにより、使用責任者であることを強く認識させ責任を持つよう促した。 3 備品の照合及び点検を確実に実施するため、使用責任者が視覚的に備品の形状を把握できるよう、物品管理システムの登録情報に当該備品の写真を追加した。 (令和5年6月30日・第426号)

(イ) 注意

対象機関	監査の結果(監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置(措置の公表日・県報の号数)
総務部 管財課	令和3年度に締結した「デジタルファクシミリ複合機プリントサービス等に係る単価契約」について、改めて調達手続きをすべきところ、前契約の延長で対応したことは不適切であった。 (令和4年10月7日・第352号)	再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、次の取組により事務処理の適正化を図った。 1 財務に関するチェックシート(契約編)を活用し、調達や契約締結の手に誤りがないか決裁関係者が確認することにより、適正な事務処理の執行を徹底した。 2 毎月の自己検査のチェック項目に、単価契約や長期継続契約の確認項目を追

		<p>加し、手続が適正に行われているか、複数の職員により確認を徹底する体制を整えた。</p> <p>3 財務事務の処理について疑義が生じた場合には、必ず関係課や出納総務課に相談するよう全職員に周知徹底した。 (令和4年12月16日・第372号)</p>
教育委員会 ICT教育推進課	<p>令和3年度に締結した「埼玉県立高等学校タブレット端末等賃貸借」について、入札額に消費税等額に相当する金額を上乗せした金額と異なる金額で契約したことは不適切であった。 (令和4年10月7日・第352号)</p>	<p>次の取組により不適切な契約金額を是正するとともに、再発防止に向け事務処理の適正化を図った。</p> <p>1 相手方と協議し、入札額に消費税等額に相当する金額を上乗せした額を契約額とした。</p> <p>2 監査結果及び経緯を所属内の全職員に周知した上で、担当者、経理員及び出納員が、出納総務課の財務研修資料を基に自主研修を実施し、契約事務に関する理解を深めることにより、適正な事務処理の執行を徹底した。</p> <p>3 契約事務に関するチェックシートを活用するとともに、毎月の自己検査のチェック項目に契約金額の確認に関する事項を追加することにより、複数の目で契約に必要な手続に誤りや漏れがないか確認を徹底する体制を整えた。</p> <p>4 契約事務等の財務事務の処理に疑義等が生じた場合には、随時、出納総務課など関係部署に相談するよう所属内の全職員に周知徹底した。 (令和4年12月16日・第372号)</p>

(2) 特定事務監査（テーマ監査）

ア テーマ「埼玉の魅力発信について ～“文化資源”と“住むなら埼玉！”の取組”に着目して～」

(ア) 選定の趣旨

本県は今後、人口減少、少子高齢化、労働力減少といった大きな課題に直面する中、子供や若者を中心に生き生きと輝ける社会を目指し、本県の持つ魅力を最大限に発信していく必要がある。

近年、NHK大河ドラマ放映や民間の住みたいまちランキングなど本県が取り上げられる機会が多い。

こうした状況を好機と捉え、“日本一暮らしやすい埼玉”の実現に向け、「地域への愛着を深める」、「本県への移住・定住の促進」の2つを主眼にした本県の魅力を考え、その発信が経済的に、効率的に、効果的に行われているか監査を実施した。

(イ) 監査の視点

① 関連する取組の現状と課題

- ② 埼玉の魅力伝える学校現場における現状と課題
- ③ 文化資源を活用した取組
- ④ 移住・定住支援に関する取組

上記各項目について、有効性・経済性・効率性の観点から実施

(ウ) 対象機関

a 現地視察

日程	対象施設（団体）
12月23日	小川町移住サポートセンター（小川町）
	おためし住宅“やまんなか”（ときがわ町）
12月27日	大宮住吉神楽保存会（坂戸市）
	嵐山史跡の博物館（嵐山町）

b 委員監査

所管部局	監査対象機関
企画財政部	地域政策課
県民生活部	文化振興課
都市整備部	住宅課
教育委員会	義務教育指導課、文化資源課

(エ) 実施期間

令和4年12月19日～令和5年1月23日

(オ) 監査の結果

今回報告分の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認しました。

(カ) 監査結果の報告に添える意見（4件）

① 地域への愛着を深める（2件）

番号	部局	機関	意見内容
1	県民生活部 教育委員会	文化振興課 文化資源課	<p>【利用しやすい助成事業による伝統芸能の継承支援】</p> <p>伝統芸能の継承は地域への愛着を深め、県の魅力発信につながる。</p> <p>文化振興課では、令和3年度に1万人超の方が来場した「埼玉 WABI SABI 大祭典」を会場とオンラインによる工夫した開催や基金を活用した助成事業などにより、伝統芸能の継承団体を支援している。</p>

			<p>文化資源課では、大河ドラマ関連広報といった機を捉えた取組や、貴重な文化財を後世に伝えるためその保護、調査保存、民俗芸能の振興に対する助成事業などにより、伝統芸能を守り、伝えている。</p> <p>このうち助成事業では、知事部局（文化振興基金助成事業）と教育委員会（民俗芸能の振興事業費補助金）にそれぞれ後継者育成を目的としたメニューがあり、その対象など類似点が多く見受けられる。</p> <p>そこで、対象となる団体の助成金の活用利便性の向上や限られた県財源の有効活用の観点から、両助成事業の連携を強化し、あるいはすみ分けや役割分担を検討するなど、県民が利用しやすい伝統芸能の継承支援に組織の枠を超えて取り組んでいただきたい。</p>
2	県民生活部 教育委員会	文化振興課 義務教育指導課 文化資源課	<p>【次世代を担う子供たちへの文化資源の魅力発信と伝統芸能の発表の場の確保支援】</p> <p>子供たちが、その目で見て、触れて、感じる体験は大きな財産となる。こうした“体験”を軸にした取組として、文化資源課では「博物館・美術館等を活用した子供パワーアップ事業」に、義務教育指導課では小中学校等における「体験活動の推進」に取り組んでいる。両取組の連携・相乗を図ることで、子供たちの地域への愛着につなげる好循環を生み出し、本県の魅力が詰まった文化資源について広く県民に Web で発信するなど、効果的な取組に努めていただきたい。</p> <p>また、県指定無形民俗文化財の一つ「大宮住吉神楽」の保存会への視察において、伝統芸能の継承に当たり女性や若い世代が参加しやすいよう様々に工夫しているが、活動をPRする場が必要との声があった。</p> <p>次世代を担う子供たち、とりわけ地元地域の子供たちが本県の優れた伝統芸能を身近に感じられるよう、後継者の“発掘”にも目を向けた発表の場や機会の確保について、意見1にある助成事業の活用を含め、地元市町村等とも連携し発表の場を設けるなど支援を検討していただきたい。</p>

② 本県への定住・移住の促進（2件）

番号	部局	機関	意見内容
3	企画財政部	地域政策課	<p>【市町村の魅力発信を視点とした移住促進取組の推進】</p> <p>移住総合支援の「住むなら埼玉移住サポートセン</p>

			<p>ター」では毎年度500人程度の相談者が利用するほか、先輩移住者のネットワーク化によるプロモーションや移住総合サイトのリニューアルなど精力的に取り組んでおり、本県の人口減少スピードの鈍化にもつながることが期待される。</p> <p>こうした取組の多くは、『「県の魅力」を市町村と連携してPRする』という視点を中心とした取組であると考えられる。しかし、移住を検討する方は県域ではなく、市町村域で個々の目的を実現するために判断する傾向がより高いと思われる。実際、「小川町移住サポートセンター」で相談員として活動している移住者の方からは、住みたい町が埼玉県にあったから移住したとの話を伺った。</p> <p>そうした観点から、『「市町村の魅力」を県がPRする』という考え方を重視することで、より大きな成果につながると考えられるため、市町村の魅力発信を視点とした取組を更に推進し、事業の効果を高めていただきたい。</p>
4	都市整備部	住宅課	<p>【民間の力を活用した定住・移住の更なる推進】</p> <p>人々の生活に「衣・食・住」が欠かせないが、ネット通販が容易に可能な現代においては「住居の確保」が重要な要素となる。その意味において、現在取り組んでいる鉄道事業者等との連携による住宅取得支援制度等の情報発信や埼玉県住まいづくり協議会の住宅関連企業の会員と連携した「住むなら埼玉！応援パートナー」など民間の力を活用した取組は有効なものと考えられる。</p> <p>このうち「住むなら埼玉！応援パートナー」の登録企業は、令和4年12月末現在16社となっており、協議会の住宅関連企業約60社の4分の1程度にとどまっている。本格実施に当たっては登録企業の拡大や協議会以外の団体との新たな連携など、事業効果を更に高めていただきたい。</p> <p>また、これまでの取組の成果を検証の上、民間の力を活用した情報発信や支援を更に充実・推進することにより、5か年計画で掲げる施策指標「人口の社会増の維持」の目標達成につなげていただきたい。</p>

(3) 財政的援助団体等監査

出資団体14団体、指定管理者13団体20施設、補助金等交付団体18団体、計52箇所を監査しました。

ア 監査結果

(ア) 指摘

(令和5年6月30日公表)
・令和3年度私立専門学校授業料等減免費補助金の事務において、補助金の対象である授業料等の減免の費用の支弁が年度経過後、10か月以上遅延したことは不適切であった。(学)橘心学園(幸手看護専門学校)

(イ) 注意

なし

イ 監査結果に対する措置状況

これまでの監査結果に対する措置の状況は次のとおりです。

(令和5年3月末現在)

監査実施	監査結果			令和3年度末 未措置	令和4年度措置状況		備考
	指摘	注意	計		措置済	未措置	
令和4年度	1	0	1	—	—	1	
令和3年度	0	0	0	—	—	—	
令和2年度	0	0	0	—	—	—	

(4) 決算審査

令和3年度の決算審査意見書の概要は次のとおりです。

ア 令和3年度埼玉県歳入歳出決算（一般会計及び特別会計）

(ア) 審査の期間

令和4年8月10日～令和4年9月14日

(イ) 審査意見

決算書及び関係書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。

予算の執行等に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

(ウ) 留意又は改善を要する事項

県税収入の確保

県税収入は8,112億円で、納税率は98.8%と最高記録を更新した。県税の収入未済額は28億円減少して88億円となり、10年前の4分の1の水準まで減少した。

税収確保の重要性が高まる中、個人県民税（均等割・所得割）については、引き続き、市町村との緊密な連携のもと、収入未済額の多い市を中心に効果的な支援を行い、納税率の向上と収入未済額の圧縮に努めていただきたい。

また、個人県民税（均等割・所得割）以外の税目については、スマートフォン決済アプリの拡大など、効果的な対策の充実に努めていただきたい。

持続可能な財政運営

県債発行額は、前年度に比べて21億円増加したが、県債残高は前年度末の残高を45億円下回り、県民一人当たりの残高は、前年度とほぼ同額となる約52万円に相当する。

今後も、元利償還に後年度交付税措置がされる有利な県債の活用を基本にしながら、県民にとって真に必要な投資を行う一方、将来世代に過大な負担を残すことがないよう、県債残高の適正な管理に努めていただきたい。

財源調整のための3基金の残高は、令和3年度末には1,274億円と大きく改善しているように見えるが、令和4年度から6年度までに593億円の地方交付税の精算が必要であることを踏まえると、わずかな改善にとどまっている。

今後、本県の財政は高齢化の進展や大規模施設の老朽化により、一層厳しくなることが予想されるので、EBPMによる効率的な予算編成等の行財政改革を着実に進め、黒字体質の財政構造に転換を進めるとともに、財源調整のための基金の残高復元にも努めていただきたい。

埼玉版SDGsの推進

多様なステークホルダーとの協働を通じてワンチーム埼玉でSDGsを推進するため、SDGsの17のゴールに関連している県の施策指標や進捗状況を県民や企業、各種団体などに分かりやすく見える化し、全ての施策の目標が達成できるよう進めていただきたい。

また、SDGsを着実に進めるため「埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム」や「埼玉県SDGsパートナー登録制度」への参加を今後も継続的に働き掛けていただきたい。

県民への普及啓発を一層図るため、スマートフォンアプリ「エスキューブ」のダウンロード数を増やしていくとともに、様々な広報媒体を通じて全ての県民のSDGsの理念や取組への理解が深まるよう働き掛け、県民が身近なところから自主的にSDGsに取り組むことにより、県全体のSDGsの取組が加速度的に進む流れを作り出していただきたい。

デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

デジタル技術の徹底的な活用やデジタルインフラなどの戦略的な構築を進め、そこに新しい価値を生み出す変革（デジタルトランスフォーメーション）が求められている。

現在検討を進めているシステムの開発においては、構築・運用等に多大な費用がかかることが予想されることから、運用コストも含めて将来にわたって経済的かつ合理的で最適なシステムとなるよう慎重に調達方法を検討していただきたい。

また、システムの脆弱性を狙ったサイバー攻撃や情報の不適切な取扱いにより、情報漏洩などの被害が発生しないよう万全のセキュリティ対策とデジタルデータの管理を行っていただきたい。同時に、情報格差の解消や拡大防止に留意して誰一人取り残さない埼玉版DXの推進に取り組んでいただきたい。

DXは今後何か年にもわたって取組が必要な事業である。引き続き、もっと豊かに安心安全で便利な県民サービスが提供される埼玉県への変革を進めていただきたい。

イ 令和3年度公営企業会計決算（5会計）

（ア）審査の期間

令和4年8月10日～令和4年9月14日

（イ）審査意見

決算書及び同附属書類並びに関係諸帳簿及び証拠書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。

また、事業の運営及び予算の執行に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

（ウ）留意又は改善を要する事項

【埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計】

総合リハビリテーションセンター病院部門（以下「センター」という。）は、令和3年4月に地方公営企業法の財務規定を適用し、会計方式を公営企業会計に移行した。

会計移行初年度である令和3年度決算を見ると、経常収支比率は130.2%であった。これは、主に新型コロナウイルス感染症関係補助金受入れなどの医業外収益によるものである。一方、診療などに係る医業収支比率は54.3%で、経営改善アクションプランにおける令和3年度目標（48.0%）は達成したものの、令和4年度目標（58.0%）を達成するためには更なる収支改善が必要である。

医業収支の向上のため、収益の確保及び患者サービスの向上について特に以下の点に留意していただきたい。

1 収益確保について

病床利用率、延べ入院患者数、延べ外来患者数及びリハビリテーション提供単位数については、令和3年度は一つの病棟で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れながらも、効率的な入院調整や集患活動などに取り組んだ結果、令和2年度に比べ、いずれも上昇・増加した。

しかし、コロナ禍前の令和元年度と比較すると、リハビリテーション提供単位数を除き未だ下回っており、十分回復したとはいえない状況である。

収益確保のため、病床利用率及び患者数の回復及び更なる向上が課題である。引き続き関係機関・医療従事者等へのPRや連携強化などの集患活動に努めていただきたい。

2 患者サービスの向上について

センターの医師や看護師には欠員が生じている。また、理学療法士等のリハビリテーション専門職は定数を満たしているものの、定期的な採用が難しいという状況がある。

民間病院では対応が困難な政策的医療や高度なりハビリテーション医療を十分に患者に提供するには、職員の充実が欠かせない。このための職員の確保、定着及び育成に一層取り組んでいただきたい。

【地域整備事業会計】

地域整備事業の中核となる工業団地・産業団地の整備は、高度経済成長などを背景に好調に推移してきたが、平成3年のバブル崩壊により、販売不振と赤字分譲に陥った。その後、「企業誘致大作戦」による積極的な売却と売れ残った区画に対するリース方式の導入により、平成19年度には黒字経営に回復した。

平成19年度から「田園都市産業ゾーン基本方針」に示された圏央道沿線地域の整備に着手し、地元市町村との共同事業方式の採用による事業リスクの分散や事業期間3年程度への短縮による経営環境の変化への備えなど経営リスクの分散・減少に努めつつ、平成27年度から整備対象地域を圏央道以北に拡大し、平成29年度からは県内全域を対象に整備を進めてきた。

そして、令和4年2月には、「第5次企業局経営5か年計画」を策定し、候補地区を企業局自ら調査発掘し市町村に開発を働き掛けることや地域性を考慮し施工規模や事業期間などを柔軟に計画することなど新たな方針を打ち出した。

地域の強みを最大限に生かした産業の振興と地域の均衡ある発展を図るための意欲的な方針であるが、産業団地の大規模化や事業期間の長期化は経営リスクを抱えることにもなる。確実に収益を確保できるよう、候補地選定調査における事業費の精査など確実な採算性の検討を行うとともに、計画段階から、より一層、地元市町村との連携強化を図る必要がある。

また、令和3年度には、平成15年度からリース方式（事業用定期借地権契約）を導入した「秩父みどりが丘工業団地」、「本庄いまい台産業団地」、「妻沼西部工業団地」、「行田みなみ産業団地」、「杉戸深輪産業団地」、「加須下高柳工業団地」の6団地のうち、

「秩父みどりが丘工業団地」では1社・1区画・面積13,351.27㎡、「本庄いまい台産業団地」では1社・3区画・面積40,349.17㎡を分譲した。

6団地では、現在20社と23契約、計433,051.69㎡の事業用定期借地権契約を交わしており、令和4年度から8年度までの5年間で、令和5年度に1契約、令和6年度に6契約、令和7年度に7契約、令和8年度に4契約の計18契約が満了する。契約満了後に土地が遊休化することのないよう、これらの契約相手の意向を聴取し、売却の交渉などを進めていただきたい。

【流域下水道事業会計】

流域下水道は、県民生活を守る重要な社会インフラであり、大規模な災害などによりサービスが停止されることがあれば甚大な影響を及ぼすため、重要施設の災害対策は喫緊の課題である。

下水道局の策定した「経営マネジメント目標」及び「ストックマネジメント計画」では、今後5～10年以内に優先的に実施すべき課題の1つとして、重要施設の災害対策を主要プロジェクトとして選定している。

重要施設の災害対策では、震災時において下水を街に溢れさせないよう「送る」機能と「処理する」機能を令和5年度までに確保することとしている。

令和3年度末までの対策完了状況

プロジェクト名	対象	耐震化済	完了割合
全てのポンプ場の耐震化又はバイパス化	22施設	12施設	55%
緊急輸送道路下にある小口径管路の耐震化	57.3km	46.4km	81%
緊急輸送道路下にある人孔の浮上対策	577基	474基	82%
水循環Cの流入から放流までの最低1系列耐震化	9か所	2か所	22%

下水道施設の耐震化工事は、24時間365日污水处理を継続しながらの工事となることから、汚水量や稼働設備機器等の運転休止時期等に配慮する必要がある。また、硫化水素が発生する恐れがあるなど厳しい現場条件下での工事を強いることもある。更には、想定以上に施設の劣化が進行して資材や部品等の追加調達が発生し、工事の施工範囲に変更が生じるなど工期が長期化する傾向が生じている。

下水道局では、外部の有識者等の意見・評価を活用するために設置された経営懇話会での意見を踏まえて、経営管理会議や実務者で構成する事業推進会議等において、実践目標の達成度や事業優先度の設定、実施計画の進捗状況などをマネジメントしている。

重要施設の災害対策の推進に当たっては、PDCAサイクルに則り、必要に応じ計画を見直すことを含め、更なる進捗管理を行い、確実な達成を図りたい。

(5) 健全化判断比率等審査

令和3年度決算に基づく健全化判断比率等について審査した結果の概要は次のとおりです。

ア 健全化判断比率

(ア) 審査の期間

令和4年8月10日～令和4年9月14日

(イ) 審査結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準
実質赤字比率	黒字	黒字	3.75%未満
連結実質赤字比率	黒字	黒字	8.75%未満
実質公債費比率	10.7%	10.9%	25%未満
将来負担比率	157.9%	181.1%	400%未満

・実質公債費比率の全国平均は、10.1%（埼玉県は比率が低い順で全国24位）

・将来負担比率の全国平均は、160.3%（埼玉県は比率が低い順で全国19位）

(ウ) 審査意見

いずれの比率も早期健全化基準を下回っており、実質公債費比率、将来負担比率は昨年度と比較すると改善している。引き続き、健全な財政運営に努められたい。

【参考】

健全化判断比率

・実質赤字比率

一般会計等に生じている赤字額の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものの

・連結実質赤字比率

全会計（下水道など公営企業も含む）に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものの

・実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものの

・将来負担比率

借入金（地方債）や県が将来支払う可能性のある負債の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものの

イ 資金不足比率

(ア) 審査の期間

令和4年8月10日～令和4年9月14日

(イ) 審査結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

審査対象の会計	令和3年度	令和2年度
総合リハビリテーションセンター病院事業会計	資金不足なし	-
工業用水道事業会計	資金不足なし	資金不足なし
水道用水供給事業会計	資金不足なし	資金不足なし
地域整備事業会計	資金不足なし	資金不足なし
流域下水道事業会計	資金不足なし	資金不足なし

(ウ) 審査意見

いずれの会計についても資金剰余となっているが、今後も資金不足が生じないよう、健全経営に努められたい。

【参考】

資金不足比率

公営企業ごとに算定した資金不足額の事業規模に占める割合

資金不足額：一般会計等の実質赤字に相当し、公営企業会計ごとに算定した額

事業規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

(6) 住民監査請求監査

令和4年度に監査結果を公表した住民監査請求は、次の2件です。また、受付後に却下した住民監査請求は3件です。なお、令和4年度に受け付け令和5年度に審議を継続した住民監査請求が1件あります。

ア 国葬に係る知事及び県警職員の派遣費用に関する件

受付日 令和4年9月21日 結果通知日 平成4年11月16日(棄却)

請求の要旨

安倍元首相の国葬は法的根拠なく決定された。違法な国葬への知事参加及び県警職員派遣は、県民の同意を得られるものではなく、違法な県費浪費であり、地方財政法第4条に抵触する。知事及び県警職員の派遣費用の支出の差し止めを請求する。

監査結果の概要

(1) 本件国葬儀への知事出席に要する県費の支出について

本件国葬儀に関しては、県は、合法違法あるいは妥当不当を判断する立場にない。国の行事について出席要請があり、通常の儀礼の範囲で弔意を示すことは、地方公共団体の長である知事の裁量の範囲であり、知事が本件国葬儀に出席することは違法又は不当であるとは認められない。

本件国葬儀への知事出席に要する県費の支出は、随行秘書及び運転職員の旅費及び時間外勤務手当並びに公用車のガソリン代及び首都高速通行料である。いずれの支出も、知事が本件国葬儀に出席するための合理的かつ最小の経費であり、違法又は不当であるとは認められない。

(2) 本件国葬儀への警察職員派遣に要する県費の支出について

本件国葬儀に関しては、県は、合法違法あるいは妥当不当を判断する立場にない。また、警察法第60条の規定に基づき、東京都公安委員会から援助の要求を受け、埼玉県公安委員会が派遣を決定したことは、法に基づく正当な裁量の行使であり、本件国葬儀へ警察職員を派遣することが違法又は不当であるとは認められない。

本件国葬儀への警察職員派遣に要する県費の支出は、時間外勤務手当、警衛警護業務手当、公用車のガソリン代及び高速道路通行料である。いずれの支出も、本件国葬儀への警察職員を派遣するための合理的かつ最小の経費であり、違法又は不当であるとは認められない。

イ さいたま緑のトラスト協会に関する件

受付日 令和4年10月6日 結果通知日 令和4年11月28日(一部却下一部棄却)

請求の要旨

(1) みどり自然課は緑のトラスト協会に駐車確認印を違法に貸与した。協会は当該駐車確認印を使用し、県に用務がない者に県駐車場を利用させていた。みどり自然課長は、県が得られたであろう使用料を賠償すること。

(2) 管財課は県駐車場を利用する車両をチェックしないなど財産の管理を怠っていた。このため、協会職員が駐車確認印を用い、自己の通勤用駐車場として県駐車場を私的に利用し、駐車場利用料金相当額の利益を得た。管財課長は、県駐車場の不法利用に伴う不当利得の返還請求をすべき。

(3) みどり自然課は「緑のトラスト保全地管理及び緑のトラスト基金募金・広報活動業

務委託」の実績報告書に、協会職員の通勤手当の不正受給により水増しされた金額及び立替払いにより協会職員が取得したポイント分が含まれていることを承知で、委託料を過分に協会に支払った。みどり自然課長は、協会に委託料の返還を求めること。

- (4) 協会が公益財団法人として相応しい行動をとるまで、みどり自然課長は、今年度の協会に対する委託料及び補助金の支給を停止すべき。

監査結果の概要

- (1) 住民監査請求の対象となるのは財産的価値の維持、保全等の財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財産管理行為を怠るものに限られる。

仮に、県庁外来駐車場の不正利用があったとしても、駐車場の利用時間内に駐車しているにすぎず、例えば土地の不法占拠や構造物のき損などの財産的価値を損なう行為とは異なるため損害が発生しない。

したがって、財務会計上の怠る事実にあたらないため、本件請求のうち要旨(1)については法第242条第1項の要件を具備しないので、却下する。

- (2) 車両のチェックについては、利用目的の課による駐車券への押印と警備員による駐車券の押印チェックにより、県庁利用者であることを確認しており、県が外来駐車場の管理を怠ったとは認められない。

仮に、県庁外来駐車場の不正利用により、時間貸有料駐車場の利用料金相当額を不当に得た者があったとしても、本来、無料利用を認めている県に損害が生じることはない。すなわち、協会職員が不当利得を得たとしても、県に損害が生じていないため、返還請求を行うことはできない。

したがって、要旨(2)については理由がない。

- (3) 当該実績報告書は、当該委託契約の完了検査時に内容を確認されており、委託料の支払い手続は適切になされている。

協会職員の通勤手当は、常例の通勤方法で届けられており、その経路は合理的なものと認められる。請求人は、A事務職員及びB事務職員はほとんど自動車通勤をしていると主張するが、協会が保管している通勤の届出、出勤簿及び旅行命令並びに当該職員による証言からは、請求人の主張を裏付ける事実は確認できなかった。このため、常例の通勤方法を変更する必要があったとまではいえない。

ポイントの法的性格は、消費者の意思表示(特典の請求等)が停止条件となる停止条件付き贈与であり、購入時にポイントが付与されても、経理上、購入金額に影響はない。したがって、業務委託実績報告書の消耗品費の記載において購入時に付与されたポイント分を差し引いていないことが不適切とはいえない。

したがって、要旨(3)には理由がない

- (4) 協会に不正行為が認められないので、要旨(4)には理由がない。

意見

監査において、県機関以外の者が駐車確認印等を長期間にわたり保管し自由に利用してきたことが確認された。県関係公社等であっても、県行政に資する事業の円滑な実施のため必要と主務課が認めたとき以外、県庁外来駐車場の利用は認められない。駐車確認印等の適正管理を徹底していただきたい。

(7) 内部統制評価報告書審査

令和3年度内部統制評価報告書について審査した結果の概要は次のとおりです。

ア 審査の着眼点

監査委員による令和3年度埼玉県内部統制評価報告書の審査は、埼玉県知事が作成した内部統制評価報告書について、埼玉県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討し、審査した。

イ 審査の実施方法

令和3年度埼玉県内部統制評価報告書について、埼玉県知事から報告を受け、「埼玉県監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月総務省)」の「監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、内部統制評価部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

ウ 審査結果

令和3年度埼玉県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

(備考) 内部統制評価報告書の評価対象期間において、運用上の重大な不備があった。

エ 審査意見

審査において、次のとおり一部に留意又は改善を要する事項が認められた。

(ア) 重大な不備の確実な周知について

評価対象期間において運用上の重大な不備を把握したため、内部統制は有効に運用されていないという評価となった。この結果を周知することで、各課所におけるリスクの評価と対応策を見直す契機としていただきたい。

(イ) 自律的なチェック機能の充実について

内部統制制度の対象である財務事務では、各課所に共通して内在するリスクも多い。内部統制評価部局で把握した不備等を共有し、各課所が適切なリスクを設定することにより、自律的なチェック機能の充実を図っていただきたい。

(ウ) 評価の実効性の向上について

全庁的な内部統制について、評価項目に対応する規定が整備されていることが制度を有効に機能させるための基盤となる。各規定の改廃等を漏れなく把握した上で、不備の有無の把握及び有効性の評価を行っていただきたい。

また、業務における内部統制については、過去2年間の評価における知見を基に、評価における効果的な手法を引き続き検討し、実効性を高めていただきたい。

(エ) 制度運用における関係機関との連携について

本県の内部統制は、現状、内部統制推進部局と内部統制評価部局を中心として取組を推進している。財務事務に係る知見を生かす観点から、会計管理者など関係機関との連携を強化していただきたい。

資 料 編

令和4年度に公表又は提出した監査の結果等

1 定期監査

(1) 定期監査年度別実施課所数

年 度	監 査 課 所 (機 関)			実地監査 実施率(%)
	総 数	左 の 内 訳		
		委員による実地監査	委員による書面監査	
平成30年度	581	289	292	50
令和元年度	581	279	302	48
令和2年度	581	278	303	48
令和3年度	581	290	291	50
令和4年度	580	281	299	48

(2) 監査の結果等

ア 令和4年度第1回

提出(令和4年 9月26日)

公表(令和4年10月 7日)

(ア) 監査の対象機関 189機関

所管部局	監査対象機関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、行政・デジタル改革課、情報システム戦略課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課
県民生活部	県民広聴課、広報課、共助社会づくり課、人権・男女共同参画課、文化振興課、国際課、青少年課、消費生活課、防犯・交通安全課、スポーツ振興課
危機管理防災部	危機管理課、消防課、災害対策課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エネルギー環境課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、少子政策課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、感染症対策課、国保医療課、医療整備課、医療人材課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、先端産業課、企業立地課、金融課、観光課、雇用労働課、人材活躍支援課、多様な働き方推進課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、河川環境課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
下水道局	下水道管理課、下水道事業課
行政委員会等の事務局	議会事務局(秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室)、監査事務局(監査第一課、監査第二課)、人事委員会事務局(総務給与課、任用審査課)、労働委員会事務局(審査調整課)、収用委員会事務局
教育委員会	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高

	校教育指導課、魅力ある高校づくり課、ICT教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、生涯学習推進課、文化資源課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全総務課、人身安全対策課、少年課、少年捜査課、保安課、生活経済課、サイバー犯罪対策課、地域総務課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通総務課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、危機管理課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(イ) 監査実施日

令和4年4月13日～令和4年8月10日

(ウ) 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

a 指摘事項 なし

b 注意事項 4件(4機関)

番号	部局	機関	概要
1	総務部	管財課	令和3年度に締結した「デジタルファクシミリ複合機プリントサービス等に係る単価契約」について、改めて調達手続きをすべきところ、前契約の延長で対応したことは不適切であった。
2	都市整備部	営繕課	令和3年度に締結した「新座防災基地改修工事設計業務」及び「中央児童相談所会議室棟新築及び一時保護所棟等改修工事設計業務」における一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかったことは不適切であった。
3	教育委員会	高校教育指導課	令和3年度に締結した「埼玉県教務事務システム令和4年度指導要録対応改修業務委託」について、執行予定額が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。

4	教育委員会	I C T教育推進課	令和3年度に締結した「埼玉県立高等学校タブレット端末等賃貸借」について、入札額に消費税等額に相当する金額を上乗せした金額と異なる金額で契約したことは不適切であった。
---	-------	------------	--

イ 令和4年度第2回

提出(令和4年12月5日)

公表(令和4年12月16日)

(ア) 監査の対象機関 32機関

所管部局	監査対象機関
総務部	川口県税事務所、越谷県税事務所
県民生活部	男女共同参画推進センター
環境部	環境科学国際センター
福祉部	東部中央福祉事務所、総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター、南児童相談所
保健医療部	春日部保健所、加須保健所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	春日部高等技術専門学校
農林部	茶業研究所、さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、加須農林振興センター、農村整備計画センター
県土整備部	越谷県土整備事務所、鉄道高架建設事務所
都市整備部	大宮公園事務所
企業局	水道整備事務所、水道整備事務所鴻巣支所
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所
教育委員会	浦和工業高等学校、川口工業高等学校、川越西高等学校、狭山清陵高等学校、松伏高等学校、三郷北高等学校、入間わかくさ高等特別支援学校、特別支援学校坂戸ろう学園

(イ) 監査実施日

令和4年8月22日～令和4年10月14日

(ウ) 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

a 指摘事項 なし

b 注意事項 1件(1機関)

番号	部局	機関	概要
1	農林部	川越農林振興センター	令和4年度に締結した「令和4年度公用車修繕」について、契約金額が50万円以上であるにもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴取していなかったのは不適切であった。

(ア) 監査の対象機関 248機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、南西部地域振興センター、東部地域振興センター、県央地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、さいたま県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所、所沢県税事務所、飯能県税事務所、東松山県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター、消費生活支援センター、消費生活支援センター熊谷
環境部	中央環境管理事務所、東松山環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境整備センター
福祉部	北部福祉事務所、秩父福祉事務所、発達障害総合支援センター、所沢児童相談所、熊谷児童相談所、越谷児童相談所
保健医療部	南部保健所、朝霞保健所、草加保健所、狭山保健所、熊谷保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所、高等看護学院、動物指導センター、動物指導センター南支所
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター北部研究所、川越高等技術専門学校、熊谷高等技術専門学校、熊谷高等技術専門学校秩父分校、職業能力開発センター
農林部	東松山農林振興センター、秩父農林振興センター、本庄農林振興センター、大里農林振興センター、春日部農林振興センター、川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、農業大学校、水産研究所、寄居林業事務所
県土整備部	さいたま県土整備事務所、朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所

都市整備部	八潮新都市建設事務所、川越建築安全センター、熊谷建築安全センター、越谷建築安全センター、営繕・公園事務所
企業局	地域整備事務所、地域整備事務所北部支所、大久保浄水場、庄和浄水場、行田浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、水質管理センター
下水道局	荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育委員会	南部教育事務所、西部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、東部教育事務所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、熊谷図書館、久喜図書館、歴史と民俗の博物館、近代美術館、自然の博物館、文書館、加須げんきプラザ、大滝げんきプラザ、上尾高等学校、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、人間向陽高等学校、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和西高等学校、大宮高等学校、大宮商業高等学校、大宮中央高等学校、大宮東高等学校、小鹿野高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川越高等学校、川越工業高等学校、川越総合高等学校、川越初雁高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷西高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、芸術総合高等学校、鴻巣高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、狭山経済高等学校、狭山工業高等学校、狭山緑陽高等学校、志木高等学校、庄和高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、草加西高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、豊岡高等学校、滑川総合高等学校、新座高等学校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、蓮田松韻高等学校、鳩山高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、日高高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、不動岡高等学校、本庄高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、皆野高等学校、宮代高等学校、妻沼高等学校、八潮南高等学校、吉川美南高等学校、寄居城北高等学校、和光国際高等学校、鷲宮高等学校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、春日部特別支援学校宮代分校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、騎西特別支援学校、騎西特別支援学校北本分校、行田特別支援学校、久喜特別支援学校、熊谷特別支援学校、越谷特別支援学校、越谷西特別支援学校、越谷西特別支援学校松伏分校、狭山特別支援学校、秩父

	特別支援学校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、日高特別支援学校、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、宮代特別支援学校、和光特別支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	警察学校、浦和警察署、大宮警察署、大宮東警察署、朝霞警察署、新座警察署、川越警察署、所沢警察署、狭山警察署、飯能警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、本庄警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、行田警察署、加須警察署、岩槻警察署、春日部警察署、越谷警察署、久喜警察署、杉戸警察署、吉川警察署

(イ) 監査実施日

令和4年10月17日～令和4年12月22日

(ウ) 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

a 指摘事項 1件(1機関)

番号	部局	機関	概要
1	農林部	農業大学校	パーソナルコンピュータなどの備品で、所在の確認できないものが複数台認められるなど、備品管理が不適切であった。

b 注意事項 なし

工 令和4年度第4回

提出(令和5年 6月20日)

公表(令和5年 6月30日)

(ア) 監査の対象機関 111機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	南部地域振興センター、利根地域振興センター
総務部	上尾県税事務所
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	西部環境管理事務所
福祉部	西部福祉事務所、中央児童相談所、川越児童相談所、草加児童相談所、埼玉学園
保健医療部	鴻巣保健所、東松山保健所、坂戸保健所、幸手保健所
産業労働部	産業技術総合センター、中央高等技術専門学校、川口高等技術専門学校
農林部	農業技術研究センター、病害虫防除所、中央家畜保健衛生所、秩父高原牧場、花と緑の振興センター
教育委員会	さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、伊奈学園中学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橘高等学校、上尾南高等学校、いずみ高等学校、伊奈学園総合高等学校、浦和北高等学校、浦和商业高等学校、浦和東高等学校、大宮工業高等学校、大宮光陵高等学校、大宮南高等学校、大宮武蔵野高等学校、小川高等学校、桶川高等学校、桶川西高等学校、越生高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川口青陵高等学校、川口東高等学校、川越女子高等学校、川越南高等学校、北本高等学校、鴻巣女子高等学校、坂戸高等学校、坂戸西高等学校、幸手桜高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、誠和福祉高等学校、草加高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、戸田翔陽高等学校、南稜高等学校、鳩ヶ谷高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、吹上秋桜高等学校、富士見高等学校、ふじみ野高等学校、三郷高等学校、三郷工業技術高等学校、八潮高等学校、与野高等学校、和光高等学校、蕨高等学校、上尾特別支援学校、上尾特別支援学校上尾南分校、上尾かしの木特別支援学校、浦和特別支援学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、川口特別支援学校、川島ひばりが丘特別支援学校、けやき特別支援学校、けやき特別支援学校伊奈分校、特別支援学校さいたま桜高等学園、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、戸田かけはし高等特別支援学校、蓮田特別支援学校、特別支援学校羽生ふじ高等学園、東松山特別支援学校、東松山特別支援学校嵐山学園分校、三郷特別支援学校、毛呂山特別支援学校

警察本部	浦和東警察署、浦和西警察署、大宮西警察署、蕨警察署、川口警察署、武南警察署、草加警察署、上尾警察署、鴻巣警察署、東入間警察署、西入間警察署、東松山警察署、小川警察署、羽生警察署、幸手警察署
------	--

(イ) 監査実施日

令和5年1月10日～令和5年3月3日

(ウ) 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

a 指摘事項 なし

b 注意事項 1件(1機関)

番号	部局	機関	概要
1	警察本部	東松山警察署	令和3年10月に締結した東松山駅前交番ほか防犯カメラ及び周辺機器設置工事について、落札額と異なった金額で契約書を作成し、さらに、履行後に契約業者の請求に基づき落札額を支払い契約書の金額誤りに気が付かないまま事務手続を完了させていたことは不適切であった。

2 財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体及び実施団体

県が資本金等の4分の1以上を出資している法人(出資団体) 公の施設の管理を委託している団体(指定管理者)及び補助金・交付金等の財政的援助を与えている団体(補助金等交付団体)に対し、次の視点で監査している。

- ・ 出資目的に沿って事業が運営されているか
- ・ 公の施設が適切に管理運営されているか
- ・ 補助事業等が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか。

ア 令和4年度監査実施団体

種別	法人名	施設名
出資法人	埼玉新都市交通(株)	
	(公財)いきいき埼玉	
	(公財)埼玉県芸術文化振興財団	
	(公財)さいたま緑のトラスト協会	
	(社福)埼玉県社会福祉事業団	
	(地独)埼玉県病院機構	
	(地独)埼玉県病院機構(埼玉県立がんセンター)	
	(地独)埼玉県病院機構(埼玉県立精神医療センター)	
	(公財)埼玉県生活衛生営業指導センター	
	(公財)埼玉県産業文化センター	
	(一財)埼玉伝統工芸協会	
	埼玉県土地開発公社	
	(公財)埼玉県公園緑地協会	
	(株)さいたまりバーフロンティア	
	(公財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団	
(公財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター		
計	法人数	14団体
指定管理者	(公財)埼玉県芸術文化振興財団	彩の国さいたま芸術劇場
	丹青社・サイオー共同事業体	防災学習センター
	(公財)埼玉県生態系保護協会	自然学習センター
	(公財)埼玉県生態系保護協会	北本自然観察公園
	(株)自然教育研究センター	さいたま緑の森博物館
	(株)秩父開発機構	長瀬射撃場
	(社福)埼玉県社会福祉事業団	嵐山郷
	(社福)埼玉県社会福祉事業団	そうか光生園障害者歯科診療所
	(株)コンベンションリンケージ	東部地域振興ふれあい拠点施設
	NeCST(ネクスト)	西部地域振興ふれあい拠点施設
	(公社)埼玉県農林公社	種苗センター
	(公社)埼玉県農林公社	県民の森
	(公社)埼玉県農林公社	森林科学館
	(公財)埼玉県公園緑地協会	上尾運動公園
	(公財)埼玉県公園緑地協会	秋ヶ瀬公園
	(公財)埼玉県公園緑地協会	戸田公園
	大宮第二公園及び第三公園マネジメントネットワーク	大宮第二・第三公園
	「さきたま彩花」道の会	さきたま緑道
「さきたま彩花」道の会	花の里緑道	
狭山稲荷山公園パートナーズ	狭山稲荷山公園	
計	指定管理者	13団体20施設

種別	法人名	施設名
補助団体	(学)山村学園	
	(学)小林学園	
	(学)武南学園	
	(学)秀明学園	
	(学)ひまわり学園	
	(学)橘心学園	
	(福)清幸会	
	(福)和心会	
	(福)安誠福祉会	
	(福)狭山福祉会	
	(福)美光会	
	(福)たてば友愛会	
	(福)宥和	
	(福)健友会	
	(福)武蔵会	
	日高市商工会	
	寄居町商工会	
	(株)ベネッセスタイルケア	
計	補助団体	18団体
	監査実施団体 計	52箇所

(2) 監査結果

ア 指摘

(令和5年6月30日公表)

・令和3年度私立専門学校授業料等減免費補助金の事務において、補助金の対象である授業料等の減免の費用の支弁が年度経過後、10か月以上遅延したことは不適切であった。((学)橘心学園(幸手看護専門学校))

イ 注意 なし

3 住民監査請求

県内に住所を有する住民は、県の執行機関、知事又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる（地方自治法第242条）。

この請求は、普通地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により普通地方公共団体が損失を被ることを防止するために、住民が住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法又は不当な行為の予防、是正を図ることを目的としている。

(1) 年度別処理状況（過去5年分）

[年度は受付年月日により整理]

年 度	請求件数	結 果			取り下げ	備 考
		勧 告	棄 却	却 下		
平成30年度	2	-	(*1) 1	1	-	(*1)一部却下1
令和元年度	0	-	-	-	-	
令和2年度	0	-	-	-	-	
令和3年度	1	-	-	1	-	受理せず却下
令和4年度	(*2) 6	-	(*3) 2	3	-	(*2) 令和5年度継続審議1 (*3)一部却下1

(2) 請求事案及び結果（過去5年分）

受付年月日	件 名	結 果	備 考
30. 9.13	準学校法人Aへの私立学校運営費補助金に関する件	30.10.11 却下	
31. 2. 6	日本庄北高等学校の土地建物売買契約に関する件	31. 3.14 棄却 (一部却下)	
R4. 2. 7	県費負担教職員の給与に係る埼玉県教育委員会に関する措置請求について	R4. 2.16 却下	受理せず却下
R4.6.28	埼玉県議会議事堂警備業務委託に関する措置請求について	R4.8.4 却下	受理せず却下
R4.9.21	国葬に係る知事及び県警職員の派遣費用に関する措置請求について	R4.11.16 棄却	

R4.10.6	さいたま緑のトラスト協会に関する措置請求について	R4.11.28 棄却 (一部却下)	
R5.3.6	朝霞児童相談所(仮称)建設に関する措置請求について	R5.3.14 却下	受理せず却下
R5.3.20	令和3年度政務活動費に関する措置請求について(その1)		R5 継続審議
R5.3.20	令和3年度政務活動費に関する措置請求について(その2)	R5.3.31 却下	受理せず却下



令和4年度 事務概要

編集・発行 埼玉県監査事務局

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

TEL 048-830-6513

FAX 048-830-4940

E-mail a6513@pref.saitama.lg.jp